

第1回盛岡市宿泊税検討委員会

日時：令和6年11月29日（金）9時30分

場所：盛岡市役所本庁舎別館 4階403会議室

－ 次 第 －

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員長の選任
- 4 検討事項
 - (1) 盛岡市における宿泊税の導入について
 - (2) その他
- 5 閉 会

盛岡市宿泊税検討委員会委員名簿

(令和8年3月31日まで)

役職名	氏名	所属
委員	石橋 浩幸	(公財)盛岡観光コンベンション協会専務理事
委員	太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合盛岡支部 支部長
委員	貝山 高弘	株式会社日本旅行東北盛岡支店 支店長
委員	菊地 義基	盛岡つなぎ温泉観光協会 副会長
委員	三好 純矢	岩手県立大学総合政策学部 准教授
委員	村上 振一郎	盛岡ホテル協議会 幹事

(五十音順)

目 次

盛岡市における宿泊税の導入について

1	宿泊税導入検討の背景について	1
(1)	少子高齢・人口減少社会の進行	1
(2)	盛岡市の宿泊観光客数の状況	2
(3)	盛岡市における観光関連予算の状況	3
(4)	今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について	3
2	宿泊税について	5
(1)	宿泊税	5
(2)	総務大臣の同意	5
(3)	観光施策を展開するための安定財源の検討	6
3	盛岡市宿泊税検討委員会における検討事項及び先行導入自治体の状況	8
(1)	導入目的	8
(2)	課税客体、納税義務者	9
(3)	徴収方法	10
(4)	税額（税率）、免税点	11
(5)	課税免除	12
(6)	特別徴収事務交付金	13
(7)	制度の見直し時期	14
(8)	宿泊税の使途	15
4	他都市における宿泊税検討の状況	17
5	宿泊事業者説明会での意見	19
6	今後のスケジュール	20

盛岡市における宿泊税の導入について

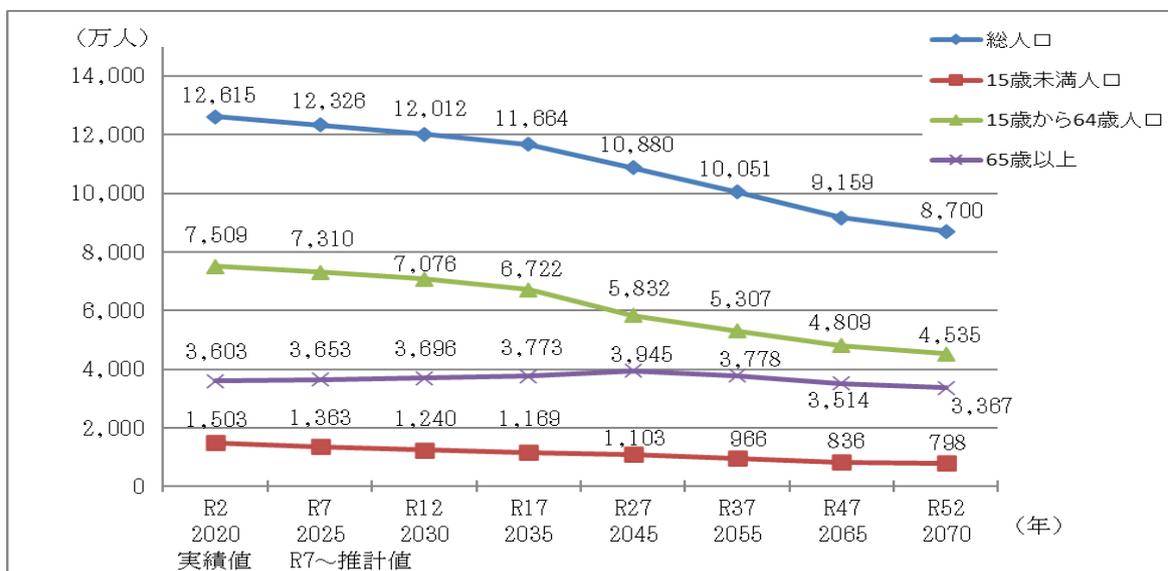
1 宿泊税導入検討の背景について

(1) 少子高齢・人口減少社会の進行

日本は少子高齢・人口減少社会が進み、2070年には総人口9,000万人を割り込む見込みとなっています。人口減少に伴い、旅行者数が減少し、国内観光需要の縮小が懸念されることから、交流人口・関係人口を拡大することが、地域経済の活性化に不可欠です。

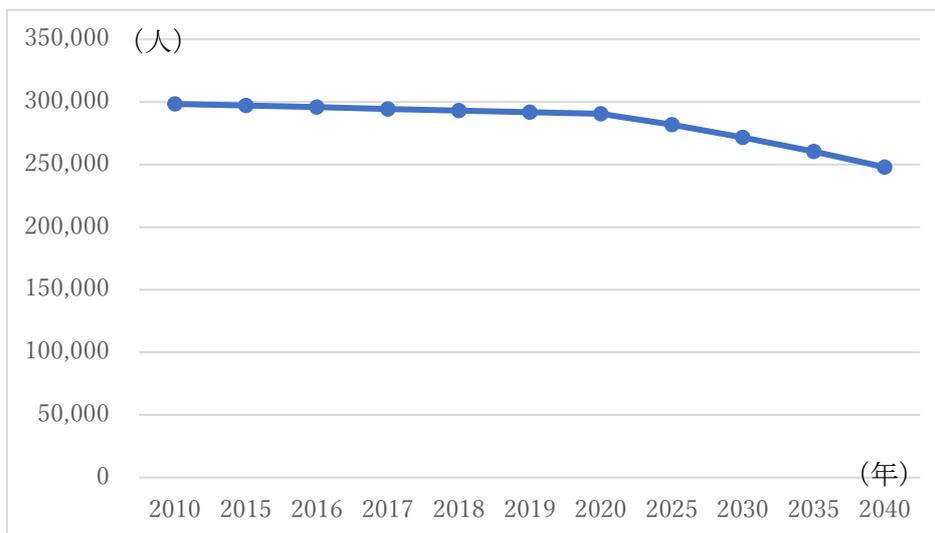
また、盛岡市における人口推計も、2040年には247,898人となり、平成22（2010）年と比べると約16.9%の減少が見込まれており、これに伴い税収減が想定されます。

【図1】 年齢区分別将来人口推計（全国）



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和5年推計）

【図2】 盛岡市人口推計



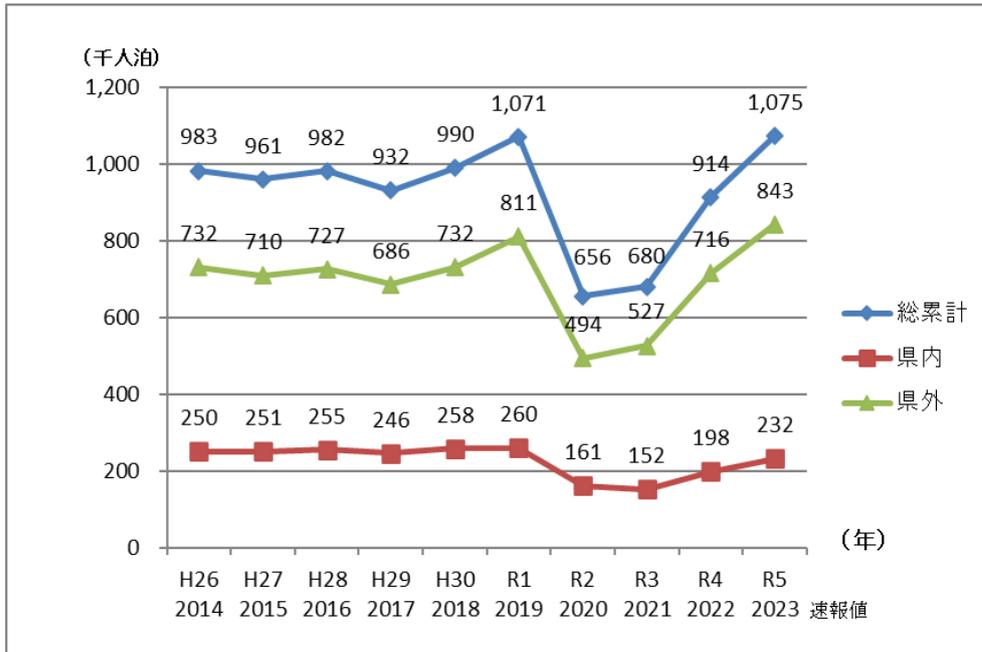
出典：盛岡市人口ビジョン（令和5年3月更新版）

(2) 盛岡市の宿泊観光客数の状況

令和5年の本市の宿泊観光客数は107万人泊（速報値）で、コロナ過前の令和元年の水準まで回復しています。

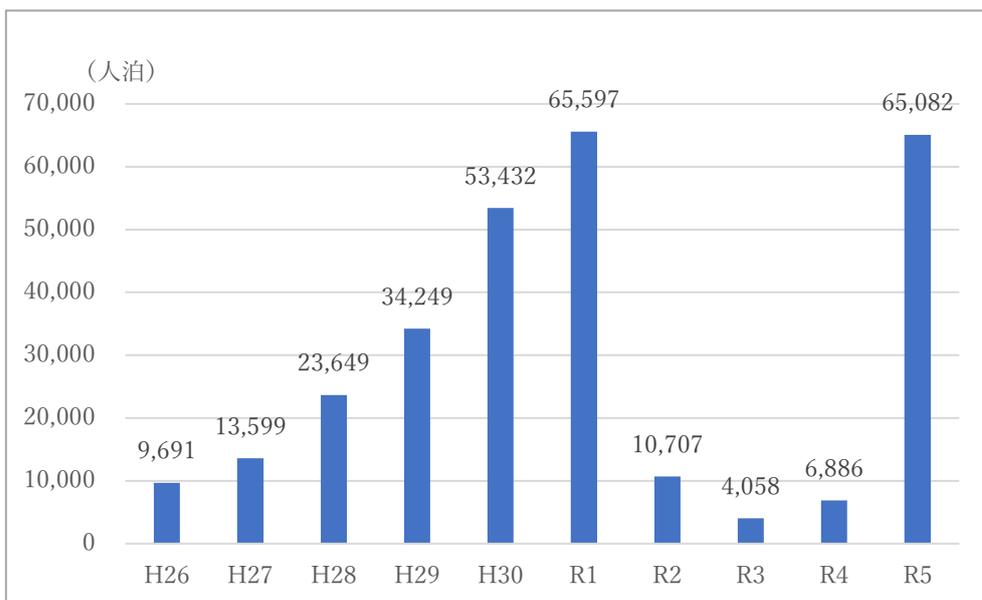
また、令和5年の外国人観光客宿泊客数は、65,082人泊（速報値）で、新型コロナウイルス感染症の影響による減少から回復しています。国別には、アジアからの旅行者が全体の8割となっています。

【図3】 盛岡市宿泊観光客数



出典：盛岡市観光統計（交流推進部観光課）

【図4】 外国人宿泊観光客数



出典：盛岡市観光統計（交流推進部観光課）

(3) 盛岡市における観光関連予算の状況

盛岡市の令和6年度一般会計当初予算額における観光費の総額は約4億378万円であり、主な事業の予算額は下記のとおりです。

観光施設整備事業 盛岡 City Wi-Fi、上ノ橋観光バス専用駐車場など	18,365 千円
観光客誘致宣伝事業 東北六市連携首都圏プロモーション、重点ターゲット国へのプロモーション活動（台湾、タイ・バンコク）、観光パンフレット、盛岡デジタルマップなど	59,842 千円
観光団体育成強化事業 各種観光団体・協会への補助金など	51,799 千円
まつり・イベント振興事業 チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋まつり山車、台湾花蓮への山車派遣など	65,591 千円
広域観光推進事業 盛岡・八幡平広域観光推進、北東北三県観光立県推進、いわてウインターリゾートなど	10,295 千円
教育旅行誘致事業	827 千円
M I C E（マイス）誘致推進事業	13,000 千円

以上の他に、施設の管理運営事業（プラザおでって、もりおか啄木・賢治青春館、もりおか町家物語館）などを実施しています。

令和5年度においては、盛岡市がニューヨーク・タイムズ紙で「2023年に行くべき52か所」の2番目に取り上げられたことから、より積極的なプロモーション活動（新幹線車内誌・国際線機内誌への掲載、重点ターゲット国・地域の設定とプロモーション活動（ニューヨーク、タイ・バンコク、台北市）など）と受入態勢の整備（盛岡駅北口への臨時観光案内所設置、デジタル観光マップの充実、外国語版ガイドマップ製作など）を行いました。

これまでも上記のような観光施策を実施してきたところですが、今後、少子高齢・人口減少社会が進み税収減や交流人口の減少により、交流人口拡大のための観光関連予算にも影響が出ることが想定されます。

(4) 今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第5期盛岡市観光推進計画（案）において、本市が観光施策を展開していく必要性及び安定した財源確保について整理しています。

（以下、盛岡市観光推進計画（案）における「基本方針と目指す姿」から抜粋）

ア 少子高齢・人口減少社会が進む中、交流人口の拡大は地域の活性化に不可欠であり、活力ある地域社会となり、発展していくためには、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化

に寄与する取組を推進する必要があるほか、安定した財源確保に向け、宿泊税等の導入を検討しながら、多様化した観光ニーズに的確に対応した観光施策を展開していく必要がある。

イ 観光産業は、成長戦略の柱であり、地域活性化の切り札であると国が位置づけているように、雇用を創出し、投資を促進し、交流人口が増えるという好循環が生まれ、地域経済の活性化につなげることができる産業であることから、地域固有の観光資源の発掘や観光DXを推進するなど、観光で「稼ぐ」力を向上させ、持続的に稼げる地域となるための取組が求められる。

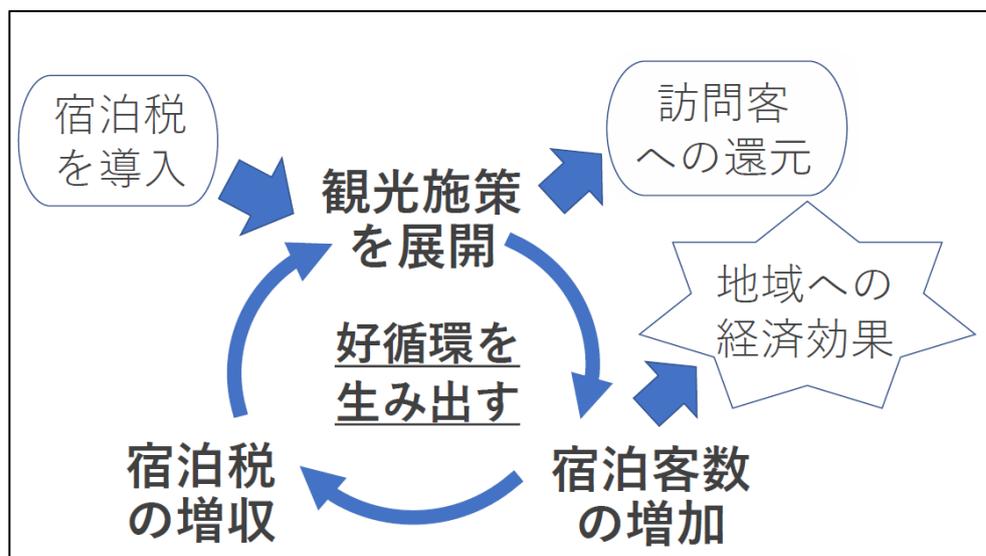
ウ 訪日需要の高まりにより訪日外国人観光客や高付加価値旅行市場が拡大している中、大都市圏への訪問が多数を占めることから、高まるインバウンド需要をいかに取り込むかが盛岡への誘客促進の重要なカギとなるため、外国人観光客の受入環境の整備や海外プロモーションの強化等に一層積極的に取り組む必要がある。

エ 国内外での観光地間競争が激化しているなか、北東北の交通結節点としての地理的特性を有することから、広域エリア内での連携により観光資源を相互に結びつけることで、個々の資源の魅力を相乗させ、増強させるなどの取組が求められる。

以上から、観光施策を展開するための安定財源として法定外目的税である宿泊税の導入を検討するものです。

宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出し、訪問客へ還元するとともに地域経済を活性化させることです。

【図】 宿泊税導入のねらい



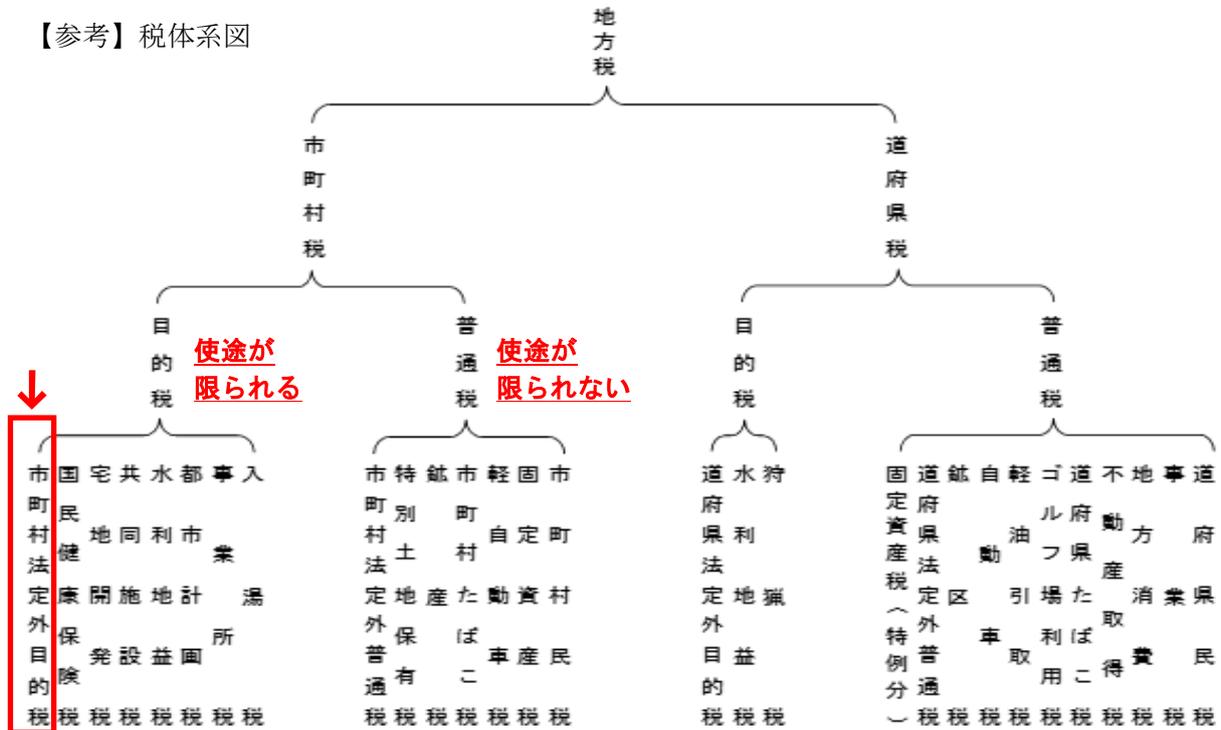
2 宿泊税について

(1) 宿泊税

宿泊税とは、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治体が独自に課税する法定外目的税です。

(地方税法第 731 条)

【参考】税体系図



(2) 総務大臣の同意

法定外目的税である宿泊税を導入するためには、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければなりません。

○ 地方税法第 731 条第 2 項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

○ 同法第 733 条

総務大臣は、第 731 条第 2 項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(3) 観光施策を展開するための安定財源の検討

ア 財源の区分・種類

「1(4) 今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について」の趣旨から、観光施策を展開するために取りうる財源確保策について「収入の規模」及び「継続性・安定性」の観点から整理すると次表のとおりとなり、いずれの観点からも優れている地方税が妥当であり、さらに、「観光施策を展開するため」という特定の目的の実現のために課すことから「法定外目的税」によることが最も適していると考えられます。

種類	内容	収入の規模	継続性・安定性
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達のため、その課税権に基づき賦課・徴収するもの	(○) 対象者の設定により一定規模の確保が可能	(○) 安定的・継続的な確保が可能
分担金	地方団体が行う特定の事案に必要な費用に充てるため、特に利益を受けるものから受益の限度において徴収するもの	(×) 受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的	(△) 特定の事業に係るため安定的ではあるが、継続的な確保は難しい
負担金	法律に基づき、特別の利益関係を有する者から事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの 財政政策その他の見地から事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの		
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、反対給付として徴収するもの	(×) 施設利用者等からの徴収であり規模は限定的	(○) 安定的・継続的な確保が可能
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの		
寄付金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財源の給付を受けるもの	(○) 対象者の設定により一定規模の確保が可能	(×) 善意や協力に基づくため安定性や継続性の確保は難しい

イ 法定外目的税の導入

観光施策を展開するための財源として法定外目的税を導入するにあたり、国内外の旅行者等が、地方公共団体が提供する様々な公共サービスや、旅行者等の受入に向けた環境整備等による受益を一定程度享受していることを踏まえ、地方税の応益負担の原則に沿って、旅行者等の観光行動を課税する対象（課税客体）とすることが適当であると考えられます。

旅行者等の観光行動別に、課税客体を「課税客体の補足の便宜」と「担税力（税を負担できる力）」について整理すると下表のとおりとなり、観光行動のうち「宿泊」を課税客体とすることが、最も適していると考えられます。

観光行動	課税客体	課税客体の補足	担税力の判断
入域※1	域内への入域行為	× 一般道等による入域行為の補足がほぼ不可能	× 入域行為のみでの担税力の判断は難しい
宿泊	域内のホテル・旅館等への宿泊行為	○ 行為として明確であり旅行者等の補足が可能	○ 数千円から数万円の消費行動である宿泊行為について、担税力を判断しやすい
交通機関	域内の交通機関利用（鉄道・バス。タクシー等）	×	×
駐車場※2	域内の駐車場利用	×	×
飲食	域内飲食店での飲食行為	×	○
土産購入	域内販売店等での土産購入	×	○
施設利用	域内観光施設等の利用	×	×

※1【入域税の例】沖縄県竹富町訪問税、広島県廿日市市の宮島訪問税

→いずれも、島という地理的特徴から課税客体補足が容易であり、かつ、著しいオーバーツーリズムが生じている地域であり、当市には当てはまりません。

※2【駐車場税の例】北海道美瑛町の青い池駐車場税（今後導入予定）

→局所的に著しいオーバーツーリズムが生じている観光地であり、かつ、税収の使途も当該観光地に限られることから、当市が目指す財源に当てはまりません。

3 盛岡市宿泊税検討委員会における検討事項及び先行導入自治体の状況

(1) 導入目的

いずれの先行導入自治体においても、目的として「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられています。

自治体	宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活を調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

(2) 課税客体、納税義務者

東京都以外の全ての先行導入自治体が、ホテル・旅館等のほか、民泊も課税客体に含んでいます。

全ての先行導入自治体が、納税義務者を宿泊施設への宿泊者としています。

課税標準は北海道倶知安町を除き、宿泊施設への宿泊数としています。（倶知安町は定額ではなく定率で課税）

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税客体	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館への宿泊	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）
納税義務者	上記施設への宿泊者								
課税標準	上記施設への宿泊数				上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数			

(3) 徴収方法

全ての先行導入自治体が、宿泊事業者等の特別徴収義務者が、宿泊者から徴収し自治体へ納付する「特別徴収」の方法をとっています。

申告期限についても、全ての先行導入自治体が毎月末日までに前月分を納入することとしています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
徴収方法	特別徴収 = 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する。								
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊） ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能となっている。								

※旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する事業者等のほか、国家戦略特別区域法が適用される自治体は、同法の規定による民泊事業者も加えている。（盛岡市は対象外）

(4) 税額（税率）、免税点

税率（税額）については、倶知安町以外の自治体は定額で設定しています。

定額で設定している自治体でも、一律定額としている自治体と、宿泊料金に応じて段階的に税額を設定している自治体があります。

東京都、大阪府及び金沢市は、一定以下の宿泊料金に課税しない免税点を設けています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
税額 (税率)	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊または1部屋 1泊または1棟1泊の	1人1泊について、	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、	1人1泊について、 宿泊料金が
	①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (いずれも、うち県税50円)	200円（うち県税50円）	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
免税点	1万円	7千円	なし	5千円	なし	なし	なし	なし	なし
7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合100円	200円	200円	200円	100円
7千円以上1万円未満	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合140円	200円	200円	200円	100円
1万円以上1万5千円未満	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合200円	200円	200円	200円	200円
1万5千円以上2万円未満	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合300円	200円	200円	200円	200円
2万円以上5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万の場合400円	200円	500円	200円	500円
5万円以上	200円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合1,000円	200円	500円	200円	500円

(5) 課税免除

京都市、倶知安町、長崎市は、修学旅行などの学校行事への参加者および引率者等について、課税免除としています。

全ての先行導入自治体において「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」を課税免除としています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税免除対象			・修学旅行その他 学校行事への参加 者および引率者		・修学旅行その他 学校行事への参加 者および引率者 ・倶知安町で職場 体験を行う中学 校、高校、大学、 高専学 校、専修学校の生 徒又は学生				・修学旅行などの 宿泊を伴う学校行 事への参加者およ び引率者 ・部活動または地 域のクラブチーム として、宿泊を伴 うスポーツ大会・ 文化大会に参加す る者および引率者
外国大使等の任務遂行に伴う宿泊									

(6) 特別徴収事務交付金

いずれの自治体も、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して、奨励金や報償金を交付しています。

導入から5年間は特例の加算措置を設けている自治体が多く、それに加えて独自の加算措置を設けている自治体もあります。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
特別徴収に係る交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税特別徴収報償金
交付額	納付された金額の2.5% 【上限100万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和5年度までは納入月1月につき1,000円を加算 【上限50万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% 【上限50万円】
特例措置	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	なし

(7) 制度の見直し時期

全ての先行導入自治体が、条例施行後、3年または5年を経過後に、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることとしています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
見直し時期	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年ごと
見直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、令和2年7月から9月までの間は課税停止。大会延期に伴い、課税停止期間を令和3年9月まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象に簡易宿所および特区民泊を追加（平成29年7月1日施行） ・課税対象に住宅宿泊事業法に係る施設を追加（平成30年10月1日施行） ・免税点を1万円から7千円に引下げ(令和元年6月1日施行) ・万博の開催に伴い、令和7年4月1日から10月31日までの間は修学旅行生等を対象とし課税免除 		<ul style="list-style-type: none"> ・5千円の免税点を新設（令和6年10月1日施行） ・宿泊税特別徴収事務交付金の交付額を+0.5%とする特例措置を、令和11年3月まで延長 					

(8) 宿泊税の使途

先行導入自治体における宿泊税を財源とした主な観光振興の取組は次のとおりです。

施策項目	事業例	自治体
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内機能の充実 東京都 ・タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業 ・Wi-Fi 利用環境整備事業 	東京都
	<ul style="list-style-type: none"> ・Free Wi-Fi 設置促進 大阪府 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業事業費補助 ・トラベルサービスセンター運営負担 ・外国人旅行者安全確保事業 	大阪府
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化 	京都市
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか歩行環境の向上 	金沢市
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進 	福岡市
	<ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園旧三菱第2ドックハウスのデジタル映像導入等による展示リニューアル ・観光案内所運営費 	長崎市
観光資源の魅力の増進 (磨き上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ 	東京都
	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪ストーリープロジェクト事業 ・ナイトカルチャー魅力創出事業 	大阪府
	<ul style="list-style-type: none"> ・京町屋、文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進 	京都市
	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承、振興 	金沢市
	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化に配慮した道づくり 	福岡市
	<ul style="list-style-type: none"> ・サステイナブルツーリズムの提供 ・体験商品・長崎グルメ情報の提供 ・長崎さるくの推進 ・ナイトタイムエコノミーの推進 	長崎市

施策項目	事業例	自治体
国内外への情報（魅力）の発信	・ アニメ関連観光情報等発信事業	東京都
	・ 国内外からの誘客促進事業	大阪府
	・ 海外への情報発信強化 ・ 観光、文化コンテンツの発信力強化事業	京都市
	・ 客層に応じた旅のコーディネート、PR の展開	金沢市
	・ 祭りの魅力発信事業	福岡市
	・ 観光ワンストップサイトにおける情報提供 ・ デジタル広告によるプロモーション ・ 日本新三大夜景情報提供	長崎市
MICE の振興	・ MICE 誘致の促進	東京都
	・ MICE 誘致対策	京都市
	・ コンベンション誘致の促進	金沢市
	・ 国内を代表する MICE 拠点の形成	福岡市
	・ MICE 向けコンテンツの充実	長崎市
来訪者、市民双方の満足度の向上	・ 市バス、観光地等における混雑への対応強化 ・ 観光客の集中緩和に向けた取組み ・ 民泊対策事業	京都市
	・ 交通混雑の解消と安全な歩行環境の確保 ・ ポイ捨てなどの迷惑行為の防止	金沢市
緊急時の対応等	倶知安町宿泊税基金	倶知安町
	福岡県宿泊税基金	福岡県
	観光交流基金積立金	長崎市
宿泊税賦課にかかる経費	特別徴収義務者に対する特別徴収交付金（奨励金）	全自治体

4 他都市における宿泊税検討の状況

上記の先行導入自治体の他に、北海道ニセコ町、赤井川村、愛知県常滑市及び静岡県熱海市が、既に宿泊税導入に係る総務大臣の合意を得ており、現在導入準備期間である自治体も含めて、総務大臣の合意を得た自治体は13自治体あります。

また、導入検討を開始した自治体は令和6年度に急速に増えており、北海道や千葉県などの都道府県も含め、公表または報道されているだけで全国で50以上の自治体が導入検討を行っています。

東北の他都市で公表されている検討状況は次のとおりです。

- ・宮城県及び仙台市

令和6年9月に宿泊税に係る条例を制定済。総務大臣の合意に関する手続き進めており、令和7年度中に制度施行となる見通し

- ・弘前市

全5回の宿泊税検討委員会での検討を終え、令和6年9月に市長に対して制度内容の答申を行い、令和7年度中の制度施行となる見通し

- ・秋田市

全5回の宿泊税検討委員会のうち、第3回までを終えている。

【参考】総務大臣合意済みまたは宿泊税に関する条例を制定済みで、今後導入予定の自治体の検討状況

自治体名	ニセコ町 (北海道)	常滑市 (愛知県)	熱海市 (静岡県)	赤井川村 (北海道)	宮城県	仙台市
施行日	令和6年11月	令和7年1月	令和7年4月	令和7年4月	令和7年度中 (11月頃を予定)	令和7年度中 (11月頃を予定)
税額 (税率)	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、	1人1泊について、	1人1泊について、宿泊料 金が	1人1泊について、	1人1泊について、
	①～5,001円：100円 ②5,001～19,999円：200円 ③20,000～49,999円：500円 ④50,000～99,999円：1,000円 ⑤100,000円以上：2000円	200円	200円	①8,000～2万円未満： 200円 ②2万円以上：500円	300円 ※仙台市の宿泊施設は 100円	200円
免税点	なし	なし	なし	8千円	6千円	6千円
課税免除対象	修学旅行その他学校行事に参加 している者のほか、町長が必要 と認める者	なし	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他の学校 行事に参加する者 ・公益上その他の事由に より規則で定める者	・修学旅行等の参加者 (引率者も含む)	・教育課程内の教育活動 (修学旅行等)及び部活 動(引率者含む) ・保育園及び認定こども 園における活動(引率者 含む)	・教育課程内の教育活動 (修学旅行等)及び部活 動(引率者含む) ・保育園及び認定こども 園における活動(引率者 含む)
	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊					
特別徴収に係 る交付金	納期内納入額の5%	納期内納入額の2.5%	納期内納入額の2.5% ※導入から5年は3.0%		納期内納入額の2.5% ※導入から5年は3.5%	納期内納入額の2.5% ※導入から5年は3.5%

5 宿泊事業者説明会での意見

宿泊税の導入検討開始にあたり、当市が市内宿泊事業者向けに行った、盛岡市における宿泊税の導入検討に係る説明会では、主に次のような意見が挙げられました。

(1) 開催日 令和6年7月25日及び29日

(2) 出席状況 市内92事業者中44者が参加

(3) 宿泊事業者からの主な意見

ア 宿泊税による増収分はそのまま観光関連予算に上乘せし、既存事業の予算の振替えとならないようにしていただきたい。

イ 宿泊税を財源としてどのような事業を行っていくのかの具体的な説明が欲しい。

ウ 令和8年10月の導入時期ありきで、逆算のスケジュールで進めるのではなく、随時宿泊事業者からの意見を聞きながら丁寧に進めて欲しい。

エ 宿泊税はフロントで一人一人から徴収することとなり、オンライン予約への対応等も含めて経費が掛かるので、補助して欲しい。

オ 既に入湯税を徴収している温泉地は、入湯税に加えて宿泊税を徴収しなければならないため、免税事項や段階的な税額設定をしないなど、シンプルな制度設計を望む。

6 今後のスケジュール

現時点で予定している宿泊税導入までのスケジュールは次のとおりです。

※各工程が最短で進捗した場合のスケジュールであり、市内宿泊事業者等と意見交換を行いながら、丁寧に議論を進めることから、状況に応じて導入時期等が変動する場合があります。

